

## DriveKarte サービス利用規約

## 第1章 総則

## (利用規約等の適用)

**第1条** オムロンソーシアルソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この利用規約に従い本サービスを提供します。契約者は、事業として又は事業のために、この利用規約に従い本サービスを利用します。

2 当社は、本サービスに関する追加の規定、利用条件等（以下「追加規定等」といいます。）を別途定めることができ、追加規定等は、この利用規約の一部を構成します。

3 利用規約、追加規定等及び個別の利用契約の規定の間に矛盾が生じたときは、追加規定等の規定がこの利用規約に優先し、個別の利用契約の規定がこの利用規約及び追加規定等の双方に優先します。

4 本サービスは、Google, Inc.が提供する Google Map を利用しています。契約者等は、本サービスを利用することにより、以下の URL に記載される同社の利用規約等（以下「Google 利用規約等」といいます。）に同意したものとみなされます。

Google マップ/Google Earth 追加利用規約：

[http://maps.google.com/help/terms\\_maps.html](http://maps.google.com/help/terms_maps.html)

Google マップ/Google Earth 法的通知：

[http://www.maps.google.com/help/legalnotices\\_maps.html](http://www.maps.google.com/help/legalnotices_maps.html)

5 前各項のほか、当社が本サービスに関してサービスマニュアル等において細目を定めた場合には、契約者はこれに従うものとします。

## (定義)

**第2条** この利用規約において、次の各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによります。

- (1) **本サービス** この利用規約に従い当社が契約者に提供する別紙1に定める安全運転管理サービス「DriveKarte」
- (2) **契約者** この利用規約に従い利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3) **利用契約** この利用規約に従い当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) **利用契約等** 利用契約並びに利用規約及び追加規定等

(5) **利用期間** 利用契約に基づき契約者等が本サービスを利用することができる期間

(6) **契約者設備** 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(7) **本サービス用設備** 本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(8) **本サービス用設備等** 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(9) **消費税等** 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

(10) **認定利用者** 当社が関連会社（契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）又は取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者

(11) **契約者等** 契約者及び認定利用者

(12) **車載器** オムロン株式会社のドライバーモニタリング技術を活用したドライバー見守り車載センサーを搭載した本サービスの利用に必要な当社指定の車載器

## (利用規約の変更)

**第3条** 当社は、契約者に事前に通知することにより、この利用規約及び追加規定等を随時変更することができます。変更後は、変更後の内容が適用されます。

## (データの取扱い)

**第4条** 本サービスは、当社が別途定める「DriveKarte サービスのデータの取扱いについて」をよくお読みいただき、その内容をご理解のうえご利用ください。当該文書には、本サービスにおいて当社が取得する運転手状態データ、車両走行データその他の個人及び車両に関するデータの取扱いについて説明されています。

2 本サービスによる個人及び車両に関するデータの取扱いについての契約者等の役員及び

従業員等への説明及びこれらの者の同意が必要な場合の当該同意は、契約者の責任で行われるものとし、

## 第2章 利用契約の締結等

### (利用契約の成立)

**第5条** 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとし、

なお、本サービスの利用申込者はこの利用規約及び追加規定等の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者がこの利用規約及び追加規定等の内容を承諾しているものとみなします。

2 当社は、本サービスの利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込みを承諾しないことができます。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) 第46条の表明に反する事実の存在、又は確約に反することが疑われるとき
- (5) その他当社が不相当と判断したとき

3 当社は、利用契約の成立後、契約者が申込時に指定した利用開始日又は当社が別途指定する日（以下「**利用開始日**」といいます。）から本サービスを契約者に提供します。

### (利用契約の変更)

**第6条** 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対して承諾の通知を発信したときに成立します。ただし、車載器を設置する車両数の増加又は減少は、それぞれ新たな利用契約の申込み又は締結済みの利用契約の第38条第1項による解約により行われるものとし、

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による利用契約の変更について準用します。

### (変更届出)

**第7条** 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者に関わる事項に変更があるときは、

当社の定める方法により速やかに当社に届出するものとし、

2 当社は、契約者が前項に従った届出を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとし、

### (利用期間)

**第8条** 利用期間は5年間を上限として利用契約にて定める年数とし、利用開始日をその起算日とし、

2 当社が定める方法により利用期間満了3か月前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用期間は利用期間の満了日の翌日からさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も、延長後の利用期間の満了日が利用開始日から起算して5年間を経過する日を超えない限り、同様とし、

3 当社は、延長前の利用期間満了の1か月前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、延長後における本サービス内容及び利用料金その他利用契約の内容を変更することができるものとし、

4 契約者は、利用開始日から起算して5年間を経過する日を超えて本サービスを利用することを希望する場合は、当社と別途協議のうえ、当社所定の更新申込書を当社に提出するものとし、

5 第5条第2項及び第3項の規定は、前項による利用契約の更新について準用します。

### (認定利用者による利用)

**第9条** 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者による本サービスを利用させることができるものとし、この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとし、

## 第3章 利用料金

### (本サービスの利用料金、算定方法等)

**第10条** 本サービスの初期費用、利用料金、支払単位（1か月、1年、利用期間一括のいずれか）、算定方法等は、利用契約にて定めます。

### (利用料金等の支払義務)

**第11条** 契約者は、利用期間について、利用契約に定める利用料金及びこれにかかる消費税等（以下「**利用料金等**」といいます。）を支払

います。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第17条第1項の規定に従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- 2 利用期間中に本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、この利用規約に別段の規定がある場合を除き、利用期間中の利用料金等の全額の支払義務を負います。

#### (利用料金等の支払方法)

**第12条** 契約者は、本サービスの初期費用及び利用料金等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

- (1) 請求書により決済する場合、サービス開始日以降利用契約にて支払単位として定める月数ごとに発行される当社からの請求書に従い、当社が指定する期日までに当社の指定する銀行口座に振り込むことにより、支払うものとします。
- (2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

#### (遅延利息)

**第13条** 契約者が本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を当該支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

- 2 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

## 第4章 本サービス

### (本サービスの種類と内容)

**第14条** 当社が一般的に提供する本サービスの内容は、別紙1に定めるとおりとします。

- 2 契約者は次の各号に掲げる事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 本サービスの提供は、契約者等又は運転者の法律上の責任を減じるものではないこと
- (2) 第34条第2項各号に掲げる事項を含め、本サービスの内容等について当社がいかな

る保証も行わず、何らの法的責任を負わないこと

- (3) 第35条第1項各号に掲げる場合を含め、当社に起因しない本サービスの不具合(当社が本サービスの提供のために利用するクラウドサービス、ASPサービスその他のサービスの誤り、中断、停止、不具合などを含みます。本条において以下同様とします。)が生じる場合があること

(4) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

- 3 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

### (本サービスの提供区域)

**第15条** 本サービスの提供区域は、日本国内に限定され、かつ、車載器と本サービス用設備との間の通信が必要な機能については当社が本サービスを提供するために電気通信回線を借り受ける電気通信事業者のサービスエリア内に限り提供されます。

### (本サービスの中断)

**第16条** 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) 電気通信事業法第8条に規定する場合
- (4) 第35条第1項各号に掲げる事由のいずれかにより本サービスを提供できない場合

- 2 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中断できるものとします。

- 3 前二項の規定により本サービスの全部又は一部の提供が中断されたときであっても、契約者は、当該中断期間に係る利用料金等の支払義務を負います。また、当社は、前二項の規定による本サービスの全部又は一部の提供の中断により契約者等又はその他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

**(契約者事由による提供停止)**

**第17条** 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 契約者から提出された利用申込書若しくは利用変更申込書又は契約者からなされた届出若しくは通知に虚偽の記載、誤記があったことが判明したとき
- (2) 契約者が支払期日を経過しても利用料金等を支払わないとき
- (3) 契約者に第31条第1項各号のいずれかの行為があったときその他契約者が利用契約等の規定に違反したとき
- (4) 契約者が当社の他のサービスの提供を受けている場合において、当該サービスの提供停止事由が発生し又は提供を停止されたとき
- (5) 契約者が第39条第2項各号のいずれかに該当したとき

2 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちいずれかについて前項各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当社は、当該契約者が締結している他のすべての利用契約に基づく本サービスの提供も停止することができます。

3 前二項の規定により本サービスの全部又は一部の提供が停止されたときであっても、契約者は、当該停止期間に係る利用料金等の支払義務を負います。また、当社は、前二項の規定による本サービスの全部又は一部の提供の停止により契約者等又はその他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

**(本サービスの変更又は廃止)**

**第18条** 当社は、契約者に事前に通知することにより、本サービスの全部又は一部を変更できるものとします。ただし、軽微な変更については事前の通知を要しないものとします。

2 当社は、契約者に事前に通知することにより、本サービスを廃止できるものとします。

**第5章 車載器****(車載器の提供)**

**第19条** 当社は、利用契約の成立後遅滞なく、利用契約にて契約者が指定した場所に車載器を納入します。

**(車載器の取付け)**

**第20条** 契約者は、自己の費用と責任において利用開始日までに車載器を車両に取り付けるものとします。

2 契約者は、車載器の取付けを当社に依頼することができます。この場合、車載器の取付けは、当社又は当社が指定する者が行うものとし、その費用は契約者が負担するものとします。なお、車両の構造により、フロアカーペットへのスリット加工及び車体への穴あけ加工が必要となる場合があり、これらを契約者はあらかじめ承諾するものとします。

3 車載器を取り付ける車両が契約者の所有する車両でないときは、契約者は、自己の責任において、前二項について事前に車両の所有者の承諾を得るものとします。

**(車載器の使用及び管理)**

**第21条** 契約者は、取扱説明書その他の当社からの指示に従って車載器を使用するものとします。

2 契約者は、契約者の責任において、車載器、車載器に内蔵された記録媒体及び記録されたデータを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

**(車載器に関する禁止事項)**

**第22条** 契約者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 車載器を本サービスの提供を受けること以外の目的に使用すること
- (2) 車載器を第三者に譲渡すること
- (3) 利用契約等に基づき認定利用者に本サービスを利用させる場合を除き、車載器を第三者に転貸し又は使用させること
- (4) 改造、その他性能、機能、品質についての改廃等原状を変更すること
- (5) 車載器を日本国外で使用すること
- (6) 車載器の一部を構成するソフトウェアについて複製、改変、リバースエンジニアリング等を行うこと

**(車載器の故障、滅失等)**

**第23条** 車載器の納入後利用期間満了までに、車載器が故障し、又は車載器が盗難にあい、若しくは滅失した場合、当社は、当社の選択により、当社の拠点において車載器を修理し、又はその代品を提供します。なお、故障品の取外し及び代品の取付けは、契約者の費用と責任において対応するものとします。

2 前項の修理又は代品提供の費用は、次の各号に掲げる場合は契約者の負担とし、他の場合は当社の負担とします。

- (1) 契約者の故意又は過失による場合
- (2) 本来の使い方と異なる使用又は一般的なでない過酷な使用による場合
- (3) 取扱説明書その他の当社の指示から外れた使用による場合
- (4) 当社以外の者による改造、修理等による場合
- (5) 当社以外の者によるソフトウェアプログラムによる場合
- (6) 盗難、火災
- (7) 風水害、地震その他の天災地変
- (8) 前各号のほか当社の責に帰することができない事由又は車載器以外の原因による場合

#### (動産総合保険)

**第24条** 当社は、自ら又は第三者をして、車載器について、利用開始日を保険期間の始期とする当社が相当と認める内容の動産総合保険契約（地震に起因する損害その他保険約款に定める免責条項に該当する損害は不担保。）を当社の選定する保険会社と締結し、利用期間中これを継続します。

2 車載器に保険事故が発生したときは、契約者は、直ちにその旨を当社に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を遅滞なく当社に交付します。

3 前項の保険事故により保険金が支払われたときは、当社は、実際に支払われた保険金を限度として、前条に基づき契約者が負担する車載器の修理又は代品提供の費用に充当します。

#### (車載器の取外し)

**第25条** 契約者は、利用契約の終了後遅滞なく、自己の費用と責任において車載器を車両から取り外すものとします。

2 契約者は、車載器の取外しを当社に依頼することができます。この場合、車載器の取外しは、当社又は当社が指定する者が行うものとし、その費用は契約者が負担するものとします。なお、当該取外しは、車両を取付け前の状態に完全に復旧することを約束するものではありません。

## 第6章 契約者の義務等

### (自己責任の原則)

**第26条** 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含みます。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

### (利用責任者)

**第27条** 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第5条所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

### (本サービス利用のための設備設定・維持)

**第28条** 契約者は、本サービスを利用するにあたり、車載器を取り付ける車両に関する情報、運転者に関する情報その他の契約者等が本サービスの提供を受けるために必要な情報を適切な時期に無償で当社に提供するものとします。

2 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備及び車載器を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

3 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

4 契約者が前三項の義務を怠った場合、当社は契約者等に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

5 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデ

ータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

#### (ユーザーID及びパスワード)

**第29条** 契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき本サービスを利用させる場合を除き、当社から発行されたユーザーID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。ユーザーID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザーID及びパスワードによる利用その他の行為は、すべて契約者による利用とみなすものとします。

2 第三者が契約者のユーザーID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金等の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザーID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

#### (バックアップ)

**第30条** 契約者は、本サービスにより契約者等に提供されるデータ等について、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとします。当社は、本サービス用設備等の障害によるかかるデータ等の欠損等に関して、一切責任を負わないものとします。

#### (禁止事項)

**第31条** 契約者は、本サービスの利用に関して、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、侵害を奨励する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用し得る情報、ブランド、リンク、警告等を改ざん又は消去する行為
- (3) 認定利用者以外の第三者に本サービスを利用させる行為

(4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為

(5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為

(7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為

(8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為

(9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(10) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為

(11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為

(12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

(13) Google利用規約等に違反する行為

(14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

#### (認定利用者の遵守事項等)

**第32条** 第9条の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者によつてこれらの事項を遵守させるものとします。

(1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者には適用できないものを除きます。

(2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。

(3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。

- (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第44条所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
- (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
- 2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、速やかに伝達するものとします。
- 3 契約者は、利用契約の締結又は変更にあたり、認定利用者が第46条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約します。
- (認定利用者が利用契約等に違反した場合の措置)
- 第33条** 第9条の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、速やかに当該違反を是正させるものとします。
- 2 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から相当の期間内に当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
  - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること
- 第7章 当社の義務等**  
(限定的保証)
- 第34条** 本サービスに関する当社の義務は、利用期間中、本サービスを提供するために商業上合理的な努力をすることに限られます。
- 2 本サービスは現状のままで提供されます。当社は、本サービスの内容、車載器により収集される情報、本サービスにより契約者等又は運転者に提供される情報、契約者等又は運転者が本サービスを利用した結果その他一切の事項(次の各号に掲げる事項を含みますが、これらに限られません。)について、完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行わず、何らの法的責任を負いません。
- (1) 本サービスにより交通事故が予防できること
  - (2) 危険運転又は異常事態のすべてについて警告されること
  - (3) 本サービスにより契約者等又は運転者に提供される情報に誤りがないこと
  - (4) 本サービスにより収集され本サービス用設備に保存されるデータに欠損がないこと
- (免責)
- 第35条** 当社は、次の各号に掲げる事由により契約者等が本サービスを利用できない状態が生じたとしても、一切その責任を負わないものとします。
- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 契約者設備の障害又は契約者設備から本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等、契約者等の接続環境の障害
  - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
  - (4) 当社が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本サービス用設備への侵入
  - (5) 商業上合理的な注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
  - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
  - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害

- (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) 当社が本サービスを提供するために電気通信回線を借り受ける電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (10) 当社が本サービスを提供するために利用する当社以外の者が提供するクラウドサービス、ASP サービスその他のサービス及び地図その他の第三者から提供を受けたコンテンツに起因して発生した損害
- (11) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定に基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- (12) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- (13) 第44条所定の再委託先の業務に関するもので、当該再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
- (14) その他当社の責に帰することができない事由
- 2 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者等と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
- （責任の制限）**
- 第36条** 当社が利用契約等に従い本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、契約者等が本サービスを全く利用できない状態（以下「**利用不能**」といいます。）が、当社がそれを認識した時から24時間を超えて継続したときに限り、契約者は、当該利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する額の利用料金等の減額を当社に請求できるものとします。
- 2 前項の規定は、車載器の故障又は盗難もしくは滅失には適用せず、当社は、第23条第1項の規定に基づく責任を負います。
- 3 前二項の規定は、本サービス及び利用契約等に関する当社の責任のすべてを定めたものであり、前二項に明示的に定められたものを除き当社は利用料金等の減額、損害賠償その他一切の義務を負いません。
- 4 何らかの理由により本サービス又は利用契約等に関して当社が損害賠償責任を負う場合も、その合計額は、当該損害の原因となった利用契約に係る本サービスの利用料金の12か月分相当額を超えないものとし、かつ、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益（機会損失、信用棄損、データ欠損又は喪失を含みますが、これらに限られません）について、当社は賠償責任を負わないものとします。
- 5 前二項の規定は、当社の故意又は重大な過失による場合には適用されません。
- 6 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は第1項又は第2項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

## 第8章 利用契約の終了

### （利用期間の満了）

**第37条** 利用契約は、第8条第4項及び同条第5項により準用される第5条第3項により利用契約が更新された場合を除き、利用期間の満了をもって終了します。

### （契約者による中途解約）

**第38条** 契約者は、解約希望日の3か月までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を中途解約することができるものとします。ただし、月途中で解約であっても、日割り計算は行わず、1か月分の利用料金が発生します。

2 契約者は、前項により利用契約の解約を行う場合は、当社が定める期限までに、利用期間の残り月数（1か月未満は切り捨て。以下同じ。）の利用料金等に対応する額を精算金として一括して当社に支払うものとします。

3 前項の場合において、利用期間の満了までの利用料金等の全部又は一部に相当する金員が既に支払われているときは、当社は、当該金員を契約者が支払うべき精算金に充当します。

4 契約者は、第1項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は遅延利息がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。



**(当社による利用契約の解除)**

**第39条** 当社は、第17条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由が生じた場合において、契約者に催告したにもかかわらず相当の期間内に当該事由が解消されないときは、契約者に通知することにより、利用契約を解除できます。

2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解除することができます。

- (1) 利用契約の成立後に第5条第2項各号に掲げる事由その他当社が利用契約の申込みを承諾すべきでない事由があったことが判明した場合
- (2) 利用契約等に違反し又は契約者の責に帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えたとき
- (3) 契約者が第31条第1項各号のいずれかに該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断したとき
- (4) 第46条の表明に反する事実があり、又は確約に反するとき
- (5) 支払停止又は支払不能となった場合
- (6) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (7) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (9) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (10) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (11) 契約者に対し当社からの通知が到達しなかったときその他契約者の所在地が判明しなくなった場合
- (12) 前各号のほか契約者の信用状態が悪化し又はそのおそれがあると当社が判断したとき

3 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当社は、当該契約者が締結している他のすべての利用契約についても解除することができます。また、契約者が当社の他の

サービスの提供を受けている場合において、当該サービスの利用契約の解除事由が発生したときは、当社は、本サービスの利用契約も解除できるものとします。

4 契約者は、前三項による利用契約の解除があった時点において未払いの利用料金等又は遅延利息がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

**(本サービスの廃止による終了)**

**第40条** 第18条第2項により本サービスが廃止された場合、利用契約は、本サービスの廃止の日をもって終了します。

2 前項に従い利用契約が終了した場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

**(契約終了後の処理)**

**第41条** 第33条第2項第2号又は第39条第1項から第3項までの規定により当社が利用契約を解除した場合、契約者は、損害賠償として、第38条第2項の精算金相当額を一括して直ちに当社に支払うものとします。第38条第1項但書の定めは、月途中の解除について、同条第3項の定めは、利用期間の満了までの利用料金等の全額が既に支払われているときの精算金相当額の支払について準用します。

2 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた車載器その他の機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

## 第9章 その他

### (通知)

**第42条** 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当社のウェブサイトへの掲載など、当社が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に従い、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のウェブサイトへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はウェブサイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

### (権利義務譲渡の禁止)

**第43条** 契約者及び当社は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。ただし、当社は、次の各号に掲げるときは、契約者の承諾を要しないものとします。

(1) サービス料等その他の金銭債権を第三者に譲渡するとき

(2) 合併その他の事業の承継に伴って譲渡するとき

### (再委託)

**第44条** 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先に対し、第45条のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

### (秘密情報の取扱い)

**第45条** 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方より特に秘密である旨あらかじめ書面で指定された情報で、提供を受ける際に秘密情報の範囲を特定され、秘密情報である旨の表示を明記された情報（以下「**秘密情報**」といいます。）を、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 前項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の規定に基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の規定に基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を利用契約等の履行に必要な範囲内でのみ使用し、利用契約等の履行に必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「**資料等**」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「**複製等**」といいます。）することができるものとします。この場合、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。

5 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、前条所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。

6 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

7 本条の規定は、利用契約終了後、3年間有効に存続するものとします。

### (反社会的勢力の排除)

**第46条** 契約者及び当社は、利用契約の締結又は変更にあたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約します。

- (1) 自らとその役員、主な株主が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと
- (2) 反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと
- (3) 自らとその役員、主な株主が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いる、あるいは相手方の名誉や信用を毀損する、相手方の業務を妨害す、不当な要求をするなどの行為をしないこと

(専属的合意管轄)

第47条 契約者と当社の間で本サービス若しくは車載器又は利用規約等に関する訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第48条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第49条 利用契約等に規定のない事項及び規定された内容について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。

以上

2018年6月25日制定

2018年7月27日改定

2019年2月19日改定

別紙 1 (第 2 条、第 1 4 条関係)

安全運転管理サービス DriveKarte サービス内容

1. 本サービスの提供内容

(1) 車載器

本サービスを利用する上で取り付ける車載器は以下の特徴を有するものです。

① ハードウェア

車載器は、センサ本体、車外撮影カメラ、車内撮影カメラ、GPSアンテナ、電源ケーブルから構成します。

構成機器	説明
センサ本体	ドライバー状態モニタリング、車両挙動モニタリング、カメラ映像保存、データ通信等、本サービスに必要な車載器機能全般を実現します。 ダッシュボード上などドライバーを撮影するために適切な位置に取り付けます。取り付けは、本体付属の両面テープで固定し、ドライバーを撮影できるよう画角調整を行います。
車外撮影カメラ	危険運転イベントが発生したときのエビデンスとして車両外の撮影を行います。フロントガラスなど車外を適切に撮影するために適切な位置に取り付けます。取り付けは、カメラ付属の両面テープで固定します。
車内撮影カメラ	危険運転イベントが発生したときのエビデンスとして車両内の撮影を行います。フロントガラスなど車外を適切に撮影するために適切な位置に取り付けます。取り付けは、カメラ付属の両面テープで固定します。
GPSアンテナ	車両挙動モニタリングに必要なGPSデータを受信します。フロントガラスなどGPS電波を受信するために適切な位置に取り付けます。取り付けは、アンテナ付属の両面テープで固定します。
電源ケーブル	センサ本体、車外撮影カメラ、車内撮影カメラ、GPSアンテナへの電源供給を行います。 アクセサリソケットに接続します。
アタッチメント (オプション)	車載器 (センサ本体) を取り付ける際に、ダッシュボードの傾きや高さが条件を満たさない場合に、その傾きや高さを補正する目的で、台座として使用します。
ワイヤー (オプション)	車載器 (センサ本体) やアタッチメントは、標準添付の両面テープで適切に固定することで強度を保証しております。ただし、その取付状況等により落下のご心配のある契約者様はご自身の判断により、万一の落下防止措置として、当ワイヤーを使用して車両本体に確実に取り付けください。

② ソフトウェア

車載器では、危険運転警告機能、ドライブレコーダ機能、車載器情報通信機能を実現します。

車載器機能	説明
危険運転警告機能 ※	ドライバー状態モニタリング、及び、車両挙動モニタリングを行い危険運転あるいは異常事態と判定した場合、音・音声によりドライバーに警告を行います。 ① ドライバー状態モニタリングによる警告 脇見、居眠り、顔未検出 ② 車両挙動モニタリングによる警告 急発進、急加速、急減速、急ハンドル、速度超過、衝撃 アイドリング、あおり運転

車載器機能	説明
ドライブレコーダ機能 ※	危険走行および危険運転判定時、および、常時で、車外撮影カメラ及び車内撮影カメラで撮影する映像をSDカードに保存します。
車載器情報通信機能 ※	ドライバー状態モニタリング、車両挙動モニタリング、及び、危険運転判定等に関する情報を、サーバと送受信を行います。 通信は、国内電気通信事業者が提供する移動体通信サービスを利用します。

※ 動作環境やドライバー個人の特徴等により、危険運転を正しく警告・判定等できない場合があります

## (2) 安全運転管理サービス

安全運転管理サービスとして、安全運転評価レポート機能、車両運行管理レポート機能、遠隔メール通知機能、危険運転時カメラ画像照会機能を提供します。

サービス機能	説明
安全運転評価レポート機能	<p>ドライバー及び安全管理者向けに日報・月報を提供します。</p> <p>② ドライバー向け安全運転評価レポート(日報) 当該ドライバーの前稼働日の安全運転評価として、総合評価点・改善ポイント・各評価項目レーダーチャート・危険運転アラートリスト・発生地点等の情報でレポートします。</p> <p>③ ドライバー向け安全運転評価レポート(日報) 当該ドライバーの前稼働月の安全運転評価として、総合評価点・改善コメント・各評価項目レーダーチャート・時系列推移グラフ等の情報でレポートします。</p> <p>④ 安全管理者向け安全運転評価レポート(月報) 指定する組織単位の前稼働月の安全運転評価として、総合評価点・改善コメント・各評価項目レーダーチャート・ドライバー評価ランキング等の情報でレポートします。</p>
車両運行管理レポート機能	指定する車両の運行実績として、車両情報・運転者情報・走行距離・走行時間・行き先等の情報でレポートします。
遠隔メール通知機能 ※	危険運転判定時に、その危険運転の内容を安全管理者にメールで即時配信します。
危険運転時カメラ画像照会機能 ※ (オプション)	危険運転判定時に、その危険運転の内容を確認するための補足情報として、車外撮影カメラ及び車内撮影カメラの画像データを画面で照会します。静止画あるいは動画を選択可能とします。 本サービス機能は、通信費用に大きく影響するため、オプション機能としてご契約いただきます。

※ 動作環境やドライバー個人の特徴等により、危険運転を正しく判定等できない場合があります

## 2. 導入・運用支援サービス

### (1) 車載器取付け・取外し

車載器の取付け・取外しは、基本的に契約者にてお願いします。

### (2) 初期情報登録

本サービスの運用には、組織情報・管理者情報・ドライバー情報・車両情報等の情報が必要となります。

運用開始時には、サービス利用情報登録票にご記載いただく情報を当社で一括登録します。運用開始後に変更となる際には、契約者にて設定登録をお願いします。

但し、必要に応じて弊社にて有償対応いたします。

### 3. 本サービスの利用可能時間

#### (1) 車載器

24時間 連続稼働

#### (2) 安全運転管理サービス

24時間365日稼働

但し、別途締結するサービス利用規約に定める通り、一時的な中断及び提供停止の期間は除きます。

### 4. サポートサービス

#### (1) 内容と種類

- ①本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言
- ②契約者設備の利用方法に関する質問への回答及び助言
- ③契約者設備の障害部位の切り分け、障害復旧に関する質問への回答及び助言
- ④本サービス用設備におけるハードウェア・ソフトウェアの更新版の提供

#### (2) サービス窓口(連絡先)

利用申込後に、電話・電子メールアドレス等の連絡先を通知します。

#### (3) サービス時間

電話問合せ                      平日9:30～17:00（土日祝祭日・年末年始・当社休業日除く）

電子メール問合せ              365日24時間（対応時間は、電話問合せと同一とする）

### 5. 契約者設備に関する仕様

#### (1) 対象車両

- ・当社車載器を取り付けるために適切なスペース・形状であること

#### (2) 安全運転管理サービス

- ・パソコン                              一般的なWEB閲覧が可能な環境
- ・ネットワーク環境                      一般的なWEB閲覧が可能な環境
- ・インターネットブラウザ              GoogleChrome、あるいは、InternetExplorer

以上

2018年6月25日制定

2019年8月20日改定

## DriveKarte サービスのデータの取り扱いについて

安全運転管理サービス「DriveKarte」（以下「本サービス」といいます。）は、オムロンソーシャルソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます。）によって提供されるサービスです。

この文書は、「本サービス」において当社が取得する個人及び車両に関するデータの取り扱いについて説明するものです。この文書をよくお読みいただき、その内容をご理解したうえ「本サービス」をご利用ください。

### 1. 定義

- 1.1. この文書において、「個人情報」、「個人データ」、「匿名加工情報」又は「匿名加工情報データベース等」とは、それぞれ個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。その後の改正を含む。以下「個人情報保護法」といいます。）第 2 条第 1 項、第 6 項、第 9 項又は第 10 項において定義されたものをいいます。
- 1.2. この文書において、「契約者等」とは、次の者をいいます。
  - (1) 「DriveKarte サービス利用規約」に従い利用契約を当社と締結し、「本サービス」の提供を受ける者
  - (2) 「DriveKarte サービスご試用条件」を承諾のうえ「本サービス」の試用を当社に申込み、これを認められた者
- 1.3. この文書において、「車載器」とは、オムロン株式会社のドライバーモニタリング技術を活用した「ドライバー見守り車載センサー」（以下「本センサー」といいます。）を搭載した「本サービス」の利用に必要な当社指定の車載器をいいます。「車載器」は、「本センサー」を搭載した本体並びにフロントガラスに設置され車室内を撮影する車内カメラ部（以下「車内カメラ」といいます。）及び車両前方を撮影する車外カメラ部（以下「車外カメラ」といいます）等から構成されます。
- 1.4. この文書において、「イベント」とは、居眠り、脇見その他の安全を損なうおそれのある運転者の行動及び衝撃、急ブレーキその他の車両の異常挙動の事象をいいます。
- 1.5. この文書において、「当社製品等」とは、当社、当社の親会社であるオムロン株式会社及び当社の子会社、当社と親会社が同一である他の会社並びに当社の提携先が取扱う製品及びサービスをいいます。

### 2. データの取得とその利用

当社は、「本サービス」において次に掲げるデータを取得し、それぞれを次の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

#### (1) 「契約者等」又はその従業員等（運転者）が「当社」に提供するデータ

データ	利用目的
「本サービス」の利用申込書、変更申込書等に記載された「契約者等」の代表者及び従業員等の氏名、住所、電話番号その他の「申込情報」	(1) 「本サービス」の提供（運用、保守、障害調査・対応などを含む。以下同じ。）及び改善 (2) 「本サービス」の料金の請求その他契約関係の管理 (3) 「本サービス」又は関連する製品又はサービスに関するアンケート等の調査及び分析 (4) 「当社製品等」に関する各種情報の提供・案内 (5) 「当社製品等」に関するキャンペーン・展示会等のイベントの案内・実施

データ	利用目的
従業員等（運転者）の氏名、性別、生年月日、メールアドレスその他の「 <b>運転者基本データ</b> 」	(1) 「本サービス」の提供及び改善 (2) 統計処理・分析を通じた「契約者等」又は第三者への情報提供サービス（交通情報など）
車種、自動車登録番号その他の車載器を設置する車両に関する「 <b>車両基本データ</b> 」	(3) 事故防止、安全対策、安全運転その他の交通安全に関する技術（ドライバーモニタリング技術を含む。以下同じ。）及び商品開発並びに第三者との共同研究開発
運転者が「本サービス」用ウェブサイトアクセスして入力する脈拍、血圧、睡眠時間その他の「 <b>運転者生体データ</b> 」	(4) 「当社製品等」に関する技術及び商品開発並びに第三者との共同研究開発

(2) 「**車載器**」により収集され通信回線を通じて「**当社**」に送信されるデータ

データ	利用目的
「車外カメラ」により撮影された「イベント」発生時の「 <b>車外カメラ画像データ</b> 」（静止画・動画）※1	カメラ画像に写る顔等により特定の個人を識別できるもの (1) 「本サービス」の提供及び改善 (2) 統計処理・分析を通じた「契約者等」又は第三者への情報提供サービス（交通情報など） (3) 事故防止、安全対策、安全運転その他の交通安全に関する技術及び商品開発並びに第三者との共同研究開発
その他	(1) 「本サービス」の提供及び改善 (2) 統計処理・分析を通じた「契約者等」又は第三者への情報提供サービス（交通情報など） (3) 事故防止、安全対策、安全運転その他の交通安全に関する技術及び商品開発並びに第三者との共同研究開発
「車内カメラ」により撮影された「イベント」発生時の「 <b>車内カメラ画像データ</b> 」（静止画・動画）※1	(4) 「当社製品等」に関する技術及び商品開発並びに第三者との共同研究開発
速度、加速度、角速度、緯度・経度その他の「 <b>車両走行データ</b> 」	
「本センサー」によりセンシングされた顔向き推定、目開閉識別、視線推定その他の「 <b>運転手状態データ</b> 」※2	

※1 契約者等がオプションに申し込んだときに限られます。

※2 「本センサー」内部で処理されたカメラ画像は、車載器に記録・保存されず、また当社に送信されません。

(3) 「**当社**」に送信されたデータをもとに「**当社**」が推定するデータ

データ	利用目的
「 <b>運転集中度指標</b> 」	(1) 「本サービス」の提供及び改善 (2) 統計処理・分析を通じた「契約者等」又は第三者への情報提供サービス（交通情報など）
「 <b>走行リスク指標</b> 」	(3) 事故防止、安全対策、安全運転その他の交通安全に関する技術及び商品開発並びに第三者との共同研究開発 (4) 「当社製品等」に関する技術開発、商品開発並びに第三者との共同研究開発



### 3. 「契約者等」によるデータのご利用及び管理

- 3.1. 「本サービス」により「契約者等」に提供されるデータは、①交通事故調査・分析、②安全運転指導、③社用車運行管理の目的で利用されることを意図して提供されます。これらのデータ及び車両前方及び車室内のカメラ画像データその他の「車載器」に記録されたデータは、個人のプライバシー、肖像権などを考慮のうえ「契約者等」の責任で利用してください。
- 3.2. 「車載器」、「車載器」に内蔵された記録媒体及び記録されたデータは、「契約者等」の責任において管理してください。

### 4. 「個人情報」の保護管理

- 4.1. 当社は、次に掲げるデータその他「個人情報」に該当する一切のデータを取り扱うにあたり、「個人情報保護法」及びそのガイドラインを遵守し、当社の個人情報保護管理の基本方針に従い取り扱います（個人情報保護管理の基本方針は、後述の当社の「個人情報の取り扱いについて」をご参照ください）。
  - (1) **データに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの**  
「申込情報」及び「運転者基本データ」並びに「車外カメラ画像データ」及び「車内カメラ画像データ」のうちそこに写る顔等により特定の個人を識別できるもの
  - (2) **他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるもの**  
「運転者生体データ」、「車両走行データ」及び「運転手状態データ」（ただし、第8項によるデータの返還又は消去等により他の情報と容易に照合できなくなったものは除きます。）
- 4.2. 「個人情報」の取り扱いについてこの文書に定めのない事項については、当社の「個人情報の取り扱いについて」（<http://www.oss.omron.co.jp/general/privacy.html>）に拠ります。当社の「個人情報の取り扱いについて」の内容とこの文書の内容が異なる場合には、この文書の内容が優先するものとします。

### 5. 「匿名加工情報」

- 5.1. 当社は、当社が「本サービス」において取得した「個人情報」を元に「匿名加工情報」（「匿名加工情報データベース等」を構成するものに限り、以下同じ。）を作成するときは、法令で定める基準に従って加工します。
- 5.2. 当社は、「匿名加工情報」を作成したときは、次の対応を行います。
  - (1) 法令で定める基準に従い、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること。
  - (2) 作成した「匿名加工情報」に含まれる個人に関する情報の項目を公表すること。
  - (3) 作成の元となった「個人情報」の本人を識別するための行為をしないこと。
- 5.3. 当社は、「匿名加工情報」を第三者に提供するときは、提供しようとする「匿名加工情報」に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法をこの文書を改定して公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が「匿名加工情報」であることを明示します。

## 6. 「個人データ」の共同利用

- 6.1. 当社は、第2項に掲げる利用目的の範囲内において「本サービス」において取得した「個人データ」を次に掲げる者と共同して利用します。当該「個人データ」の項目等の具体的内容は、「本サービス」用ウェブサイトログイン後の画面にてご確認になるか、当社営業担当又は第10項の問合せ窓口にお問合せください。
  - (1) オムロン株式会社及びその子会社
  - (2) 第2項に掲げる利用目的に含まれる第三者との共同研究開発を行う際の当該第三者
- 6.2. 当社は、「本サービス」において取得した「個人データ」を他の者と共同して利用するときは事前にお知らせします。

## 7. 「個人データ」の第三者提供

- 7.1. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで「本サービス」において取得した「個人データ」を第三者に提供することはありません。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 7.2. 次の各号に掲げる場合には、当該「個人データ」の提供を受ける者は、第5.1項の第三者に該当しないものとし、当社はその者に「個人データ」を提供できるものとします。
  - (1) 第2項の利用目的の達成に必要な範囲内において「個人データ」の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該「個人データ」が提供される場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って「個人データ」が提供される場合
  - (3) 第6項に定める特定の者との間で共同して利用される「個人データ」が当該特定の者に提供される場合
- 7.3. 第7.2項の定めにかかわらず、外国にある第三者に提供する場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとします。
  - (1) 日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している国として個人情報保護委員会規則に定められた国に提供先の第三者がある場合
  - (2) 提供先の第三者が「個人情報保護法」により講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合している者である場合
- 7.4. 当社は、「DriveKarte サービス利用規約」に定められた秘密保持義務及び第7.1項並びに第7.3項の定め反しない限りにおいて、第2.1項に掲げるデータについて、同項に定めるそれぞれの利用目的の達成に必要な範囲内でこれを第三者に提供することができます。

## 8. 契約終了時のデータの取扱い

当社は、「契約者等」との間の「本サービス」の利用に関する契約が終了した場合又は試用が終了した場合（「DriveKarte サービス利用規約」に従い利用契約を当社と締結したときを除く）、「契約者等」から提供を受けた「運転者基本データ」及び「車両基本データ」を

---

「契約者等」に返還又は当社の責任で消去します。その他のデータについては、第 2.1 項に定める利用目的の達成に必要な範囲内で契約の終了後も取り扱います。

## 9. 変更

「本サービス」におけるデータの取り扱いは、変更されることがあります。変更は、この文書の改定によりお知らせします。この文書の最新のものは、以下のリンク先からご確認ください。

<http://www.oss.omron.co.jp/drivekarte/>

## 10. 問合せ窓口

「本サービス」において当社が取得する情報の取り扱いに関するお問合せは、以下の窓口でお受けいたします。

以上

2018 年 6 月 1 日制定

2018 年 6 月 22 日改定